

韓国からの訪日個人旅行者誘客促進事業実施に係る業務委託仕様書

1 委託業務名

韓国からの訪日個人旅行者誘客促進事業実施に係る業務

2 目的

訪日リピーターを中心に地方への関心が高まる中、本県が重点市場と位置付け、さらに直行便が就航する韓国を対象に、オンライン旅行会社（以下「OTA」という。）サイトを活用した県内観光プロモーション及び県内宿泊施設への宿泊キャンペーンを実施し、韓国人旅行者の本県への来訪意欲の喚起及び誘客拡大を図る。

3 事業概要

韓国人個人旅行者が宿泊予約に使用する OTA サイトを活用した県内観光プロモーション及び県内宿泊施設への宿泊キャンペーンを実施する。

4 委託業務

上記 3 に掲げる事業について、次のとおりの業務内容とする。

(1) 岡山県特集ページの作成

韓国の個人旅行者が多く利用する OTA サイト内に、本県の観光資源や旅行商品（宿泊、交通、体験、ツアー商品等）に関する特集ページを作成し、本県の認知度拡大及び誘客につなげること。

(2) 特集ページへの誘導及び商品販売に係るプロモーション

上記（1）で作成した特集ページの露出拡大を図るため、OTA サイト内にバナーを設置するなど、効果的な流入導線を確保するとともに、当該ページ内の商品販売を促すため、SNS・WEB・メルマガ等による広告など各種プロモーションを実施すること。

(3) OTA サイト内での宿泊クーポンの発行・精算

OTA サイトにおける宿泊クーポンの発行・精算を次のとおり実施すること。

ア 本事業においてターゲットとする韓国の個人旅行者が多く利用する OTA サイト上で利用できる宿泊クーポンを発行すること。提案書において、使用する OTA 名、当該 OTA の韓国市場での利用状況、県内宿泊施設の掲載数等を明示すること。

なお、対象宿泊施設は地域に偏りが生じないように、県内全域で事業実施できるよう配慮すること。

イ 各宿泊施設における宿泊クーポンの利用実績に応じ、必要に応じて宿泊施設と調整の上、速やかに精算を行うこと。

ウ 本事業における宿泊クーポンは以下のとおりとする。

(i) 対象となる予約

韓国からの県内宿泊施設での宿泊予約とすること。

(ii) 利用可能施設

宿泊施設は、県内の宿泊施設（旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた者が宿泊営業を営む施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を除く。））とする。

なお、利用可能施設は委託者と協議の上、決定するものとし、本事業による宿泊クーポン発行について、当該施設への周知を徹底すること。

(iii) 宿泊クーポンの券種

割引予算額は600万円以上とし、クーポン発行枚数は1,500人泊以上とすること。

(iv) クーポン発行期間及び利用期間

本事業の実施期間及び目的等を勘案し、クーポンの発行期間及び利用期間を提案すること。

(v) その他条件

配布枚数が設定した上限枚数に到達した時点でクーポン発行を終了すること。ただし、キャンセル等により宿泊クーポンが利用されなかった場合は適宜再発行を行うこと。

また、キャンペーンによる料金割引が明らかとなるよう、料金表示方法を工夫すること。

(4) 宿泊クーポン発行結果の分析・報告

本事業の成果を今後のプロモーション戦略に活用するため、利用状況等に係るデータを収集、取得し、分析を行うこと。また、取得可能なデータや当該データの分析により得られる成果について提案に盛り込むこと。

(5) 未利用クーポンの処理

(3) ウ (iv) の利用期間内に全てのクーポンが利用されなかった場合は、1枚当たりのクーポン割引額に利用されなかったクーポンの枚数を乗じて得た額の合計額に相当する額（以下「未利用額」という。）を当初契約額から控除した額をもって委託料とする。

ただし、委託者との協議により、未利用額を(2)の経費に充当できることとする。

5 業務に係る留意点

- (1) 委託業務の実施に当たっては、本県の指示に従うこと。
- (2) 委託業務の実施に効果的な企画等がある場合は、提案書に盛り込むこと。
- (3) 委託業務の実施に当たっては、関連する法令等を遵守すること。
- (4) 委託業務により得られた成果は全て県に帰属するものとする。
- (5) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (6) 委託業務の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。

- (7) 県は、事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。
- (8) 委託業務の実施に当たり知り得た事実又は個人情報のみだりに第三者に漏らしてはならない。また、本業務終了後においても、当該情報の適正な管理のため、必要な措置を講じること。
- (9) 委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、予め県に報告し承認を得た場合は、この限りでない。
- (10) その他、業務実施過程において契約内容に疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については、県と受託者との間で誠意をもって協議し、決定するものとする。

6 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

7 委託限度額

9,000,000 円以内（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

8 成果物の提出等

- (1) 成 果 物 実施報告書（A4版）2部
- (2) 提出場所 岡山県産業労働部観光課
- (3) 提出期限 令和9年3月19日（金）
- (4) そ の 他 成果物の作成に当たっては、次の点に留意すること。
 - ①事業の実施状況等をわかりやすく正確に記載すること。
 - ②本事業実施による効果を調査し、取りまとめること。
 - ③効果検証は、発展性をもって実施し、今後の改善策の提案を含めた報告を行うこと。